

件名	令和4年度 第1回旭川市緑の審議会		
日時	令和4年5月11日(水) 18:00~20:00	場所	旭川市職員会館 2階 2・3号室
出席者	<p>【委員】13名 上村委員, 江口委員, 北岡委員, 小泉委員, 椎名委員, 塩田委員, 滝沢委員, 田中委員, 成田委員, 平田委員, 森崎委員, 守谷委員, 山内委員</p> <p>【事務局】6名 公園みどり課 星課長, 酒井主幹, 加藤主査, 吉田主査, 秋山主査, 寺田主査</p>		
欠席者	<p>【委員】2名 安藤委員, 池田委員</p>		
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・【資料1】「東光スポーツ公園施設硬式・軟式テニスコート使用料」設定に伴う旭川市都市公園条例の改正について ・【資料1別紙】都市公園条例改正(案)新旧対照表(東光スポーツ公園施設硬式・軟式テニスコート) ・【資料2】第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラム進行管理表(令和3年度版) ・【参考資料】第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラム中期(令和3年度~令和7年度) 		
<p>《概要》</p> <p>1 開会 「会長挨拶」 (江口会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川でもようやく桜が開花したと思ったら, 雨と風であつという間に散ってしまい桜の季節が終わってしまった。これからは緑の季節になるので, 我々の役割が大事になってくる。緑の審議会として本日も議論をよろしくお願ひしたい。 <p>2 議題</p> <p>(1)「東光スポーツ公園テニスコート使用料及び使用時間の設定等について」 (江口会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは, 議題(1)「東光スポーツ公園テニスコート使用料及び使用時間の設定等」について, 事務局から説明をお願ひしたい。 (事務局) 			

・ <資料 1, 資料 1 別紙に基づき説明>

(江口会長)

・ 東光スポーツ公園にテニスコートが整備されることにより、料金等を条例で設定しなければならないということだが、何か質問等はないか。

(A 委員)

・ 資料 1 の赤色で示されている場所がテニスコートという理解で良いか。資料の図では、球技場の上の方にもテニスコートのような施設が見える。

・ また、このテニスコートは個人使用だけでなく、団体使用も考えているのか。東光スポーツ公園は花咲スポーツ公園を補完する形で計画された公園という認識だが、その整合性は取れているのか。

・ また、花咲スポーツ公園にはテニスコートが 18 面あるが、東光スポーツ公園は 4 面で足りるのか。そこに関して、関係団体と調整は付いているのか。

(事務局)

・ 資料 1 の図の球技場の上にある施設は駐車場で、赤色で示している施設が現在整備中のテニスコートである。

・ 東光スポーツ公園のテニスコートは、花咲スポーツ公園等のテニスコートが団体使用で埋まっている場合に役割を補完できるよう、主に個人使用を想定した施設である。ただし、団体使用が全くできないわけではなく、例えば大会の練習等で団体が使用するケースは考えられる。

・ 東光スポーツ公園のテニスコートの面数については旭川ソフトテニス連盟及び旭川テニス協会と協議し、了解を得ている。

(江口会長)

・ テニスコートには団体料金の設定はあるのか。

(事務局)

・ テニスコートに関しては団体による専用料は発生しない。団体使用の場合であっても、人数に関係なく、面数及び時間によって使用料が決まる。

(A 委員)

・ 花咲スポーツ公園のテニスコートは団体使用が優先され、個人使用がなかなかできないのが現状である。利用調整をする中で、東光スポーツ公園のテニスコートでは団体使用を一定程度制限し、個人による利用機会を確保できるよう調整してもらいたいと考えている。

(B 委員)

・ 運動施設の話になるが、東光スポーツ公園の武道館は大きさが中途半端で使いにくく、試合では主に総合体育館が使用されている。東光スポーツ公園で大きな大会を開催するのは難しい。

(江口会長)

・ 財政面の課題があるのかもしれないが、施設の規模がもう少し大きくなると利便性

が向上するのかもしれない。

(C委員)

- ・資料1別紙について、高校生以下という区分があるが、何歳から使えるのか。

(事務局)

- ・年齢の下限は特に設定していない。

(C委員)

- ・使用する際の申込みはどこで行うのか。

(事務局)

- ・今後、供用開始に向けて細部の調整をしていくが、東光スポーツ公園の他の有料施設に関しては、東光スポーツ公園で直接受付を行っている。

(江口会長)

- ・他に質問や意見等ないか。なければ、議題(2)「第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラム」について、事務局から説明をお願いしたい。

(2)「第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラムについて」

(事務局)

- ・<資料2、参考資料に基づき説明>

(江口会長)

- ・第2次旭川市緑の基本計画があり、この計画を推進するためのアクションプログラムがある。アクションプログラムについて、令和3年度は未着手の施策が2つあったということなので、まずは未着手の施策の1つ目【b-2-3:空地や残地の緑化推進】について御意見をいただきたい。

(D委員)

- ・空地には、古くなった住宅の跡地も含まれるのか。

(事務局)

- ・空地と空家はセットで問題になっている部分もある。少子高齢化による人口減少や建物の老朽化に伴い、本市でも建築部において空家対策を進めており、空地についてもそれに付随する形で対策を講じる必要があると考えている。

(江口会長)

- ・行政代執行により空家の解体を行う事例があるが、解体後の土地は競売に掛けることになるのか。

(事務局)

- ・行政代執行とは行政が持ち主に代わって空家の解体等を行う制度であるが、単に持ち主が費用を払えないという理由で行うものではなく、解体等の費用については持ち主に請求することになる。解体後の土地がどのように処分されるかは、持ち主の状況によって変わってくる。

(D委員)

- ・空家や空地の対策は旭川市だけではなく全国的な問題だと思うが、緑化については市営住宅等の空地を対象とするのか、それとも一般の民有地も対象とするのか。

(事務局)

- ・この施策は市営住宅等の公有地だけではなく民有地も含めて考えているため、持ち主に対する交渉など難しい部分もある。現状としてはまず、空地や残地の現況を把握していないため、そこの把握から始めたいと考えている。

(D委員)

- ・この施策は緑化以前に都市計画上の問題があると思う。まずは都市計画によって緑化する地域を定め、それから緑化の手法を検討するべきではないかと思う。

(事務局)

- ・緑の基本計画の施策は公園みどり課だけではなく様々な部署が関わっているため、必要な部分は庁内で連携して進めたいと考えている。

(E委員)

- ・町内会では高齢化が進んでおり、花を植えるにしても、その後の管理がなかなかできていない状況にあると思う。緑の量を増やす数値目標があるのは理解できるが、まずは緑をどのように管理していくのかを考えるべきだと思う。

(B委員)

- ・町内会に入らない人が増えており、ごみステーションの当番なども頼めないことがある。町内会で花を植えること以前の問題がかなりあるように感じている。

(D委員)

- ・花株助成への参加状況も町内会によって異なり、一生懸命やってくれる町内会もあるが、全体的には担い手が不足している傾向にある。

(事務局)

- ・緑の量を増やす数値目標を達成するためには、空地や残地の緑化などの「新たな緑の創出」に加え、「既存の緑の保全」という、両方の視点から施策を進めていくことが重要だと考えている。

(江口会長)

- ・町内会を含めた地域住民との連携が取りにくくなっている状況なので、そういった問題も考えていかなければならない。緑化を推進するために、地域住民との連携を高めていけるような仕組みづくりも考えていければ良いと思う。

(A委員)

- ・道路用地の残地を使うのであれば着手しやすいと思うので、その方向で施策を進めていけば良いのではないか。

(事務局)

- ・道路認定されていない土地を活用する手法は考えられるので、活用する制度の検討も含めて調査していきたい。

(D委員)

- ・空地や残地を緑化するための予算はあるのか。
(事務局)
- ・現時点では予算措置はされていないが、予算措置の前にまずは現状把握を行いたいと考えている。
(D委員)
- ・予算の見込みが立たなければ、調査しても実現するのは難しいのではないか。
(F委員)
- ・空地と言っても所有者が存在するので、緑化を進めるにしても協力してくれる方はなかなかいないと思う。そもそも、土地所有者や町内会と連携を図るという考え方がずれているのではないか。現状として、旭町通や緑橋通の空地をポケットパークとして整備し、緑化を実施している形があるので、そのような方法で進めていく方が現実的なのではないか。又は、空地を市で買い取って緑化を進めていくという考え方であれば理解できる。
(事務局)
- ・空地や残地の緑化推進は、正にこれから着手しようとしている段階なので、PDCAサイクルによるアクションプログラムの進行管理の中で、今回いただいた御意見も取り入れながら、場合によっては計画の見直しも含めて必要な改善を行っていくので、今後も御意見いただきたいと思う。
- ・また、都市計画や建築など、関係する部局とは連携を図っていきたい。
(江口会長)
- ・この施策に関しては、今後またいろいろな意見を聞くことになると思うので、委員の方からも今後も御意見をいただきたい。
- ・続いて、未着手となっている2つ目の施策【c-3-4：公共施設緑化指針（ガイドライン）の作成】について御意見をいただきたい。
(G委員)
- ・遠大な計画になると思うので、相当な時間を掛けて議論していく必要があるように感じる。
(江口会長)
- ・公共施設緑化指針では、どのような施設が対象となるのか。
(事務局)
- ・市有施設だけではなく、国や道の施設も対象と考えている。
- ・補足すると、本市では環境部が所管する要綱の中で、公共施設を設置する際は北海道の指針に基づいて緑地を回復するよう既に規定がある。そのため、公共施設緑化指針を作成するに当たっては、例えば植栽方法や植栽種といった具体的な緑化方法を定めるなど、本市独自の基準について方向性を検討していくことになる。
(江口会長)
- ・例えば、新庁舎建設に当たっての緑化はどうなるのか。建物以外は全部駐車場にな

るようなことはないのか。

(H委員)

- ・新庁舎ができることによって、多くの方に見ていただきたいという思いがある。旭川市は緑の多い街として周知できるよう考えてほしい。

(事務局)

- ・新庁舎は常磐公園から7条緑道を通る動線上に位置しているので、庁舎の敷地に限らず、その周辺も含めて緑化方法を考えていかなければならないと思う。

(I委員)

- ・新庁舎の緑化に関して今頃議論しているようでは遅い。新庁舎の建設が決まった時点でどのように緑を配置するのか、もっと議論すべきだったように思う。

(事務局)

- ・緑の審議会は緑に関する諮問機関なので、緑に関する御意見を反映できるよう、庁内で情報共有していきたいと思う。

(江口会長)

- ・ここまで取り上げた2つの施策以外にも、アクションプログラムについて他に御意見等はないか。

(J委員)

- ・進行管理表について、進行状況の欄にある「予定どおり」とは、どのように判断しているのか。
- ・また、未着手の施策について、数値目標を達成するために無理に施策を実行するのは本末転倒に感じる。

(事務局)

- ・アクションプログラムでは年度ごとに取組内容を設定しており、予定に対して施策として実施できていれば「予定どおり」と判断している。
- ・未着手の施策に関しては、PDCAサイクルによる見直しも必要になってくると思うので、御意見を踏まえながら改善していきたいと考えている。

(江口会長)

- ・計画については、いろいろな修正点を見いだしていくのが大事だと思うので、御意見を聞きながら施策を進めてもらいたい。

(K委員)

- ・緑の基本計画では数多くの施策が網羅されているので、今後も進行管理表については提供をお願いしたい。

(江口会長)

- ・皆さんも緑の審議会の委員として、普段の生活で気付いたことなど、緑に関することを随時御意見いただければと思う。

(E委員)

- ・【a-2-1：拠点となる都心の公園の快適性向上】に、公募設置管理制度（Park-PFI）

等の民間活力を活用した施設の整備という記述があり、これはサウンディング調査も関係していると思うが、この手法を考えている理由は何か。

- ・また、【d-2-2：公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新】に関して、過去に常磐公園の木を伐採することについて議論があったと思うが、樹木医の判断に基づいて機械的に木を伐採するのではなく、あくまでも生態系を考えながら木を残すべきか考えてほしいし、木のせん定の仕方も含めて、過去の反省を生かしてほしいと考えている。
- ・そして、数値目標についていろいろ定められているが、個人的には数字に表れない成果もあると思うので、そのような観点からの評価も必要であると考えている。

(事務局)

- ・Park-PFI に関しては、令和2年度にサウンディング調査を実施し、公園を民間で活用する方法について事業者からいろいろなアイデアやノウハウをいただいた。調査の結果、Park-PFI については様々な課題が明らかになったため、現時点では実施する予定はない。
- ・ただし、公園における民間活力の活用は今後も検討していく必要があると考えており、今年度、民間事業者が飲食サービスを提供できる場として、キッチンカーによる試行事業を考えている。コロナ禍で事業者のキッチンカー出店が増えていることや、利用者からの公園内での飲食サービスの要望があることから、キッチンカーによる事業効果を検証したいと考えている。

(江口会長)

- ・常磐公園の樹木に関しては、生態系の専門家の意見や、安全上の観点からの管理者の意見もあると思う。
- ・Park-PFI に関しては、地域住民が反対して実施できなかったという他都市の事例もあるので、多様な立場の方の意見を聞くことが大事だと思う。

3 その他

(江口会長)

- ・議論も尽きないが、いろいろな意見をいただいたので、議題3「その他」は、この議論をもって終了とする。進行を事務局にお返しする。

4 閉会

(事務局)

- ・次回会議の日程は未定のため、会議の開催が決まった際に、改めて事務局から連絡させていただく。また、本日の会議録は公表前に委員の皆様を確認をお願いするので、気になる点があれば事務局まで連絡いただきたい。
- ・本日の審議会は、これをもって閉会とする。本日はありがとうございました。

以上